別紙1

行政手続法が適用される(法令に根拠がある)審査基準(申請に対する処分の基準)は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考	ŧ
701	農業経営改善計画の認定	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)	第12条第 1 項	×ア	30日	水産農政課農政係		
702	農業経営改善計画の変更の認定	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)	第13条第 1 項	×ア	30日	水産農政課農政係		
703	農業振興地域整備計画の変更に係る申出に対する決定	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)	第13条第 1 項	×ア	75日	水産農政課農政係		

^{※「}審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

ア:審査基準が法令の定めに尽くされているもの

イ:申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの

ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

1/1ページ 厚岸町 水産農政課

①「〇」 審査基準を設定している。

②「×」 審査基準を設定していない